

議案第26号

大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例

大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成18年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「たい積」を「堆積」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 改良土 土砂等（汚泥を含む。）又は建設汚泥にセメント、石灰等を混合し化学的安定処理を行い、土質改良したものをいう。

第7条に次の1項を加える。

3 特定事業に使用する土砂等の水素イオン濃度指数の基準は、規則で定める。

第10条第2号中「たい積」を「堆積」に改める。

第11条中「次条」を「第13条」に改める。

第20条を削る。

第19条第1項中「水の水質検査」の次に「及び当該特定事業区域の土壌についての地質検査」を加え、「当該特定事業区域の土壌についての地質検査を行うことによって、当該水質検査に代える」を「当該水質検査を省略する」に改め、同条を第20条とする。

第18条第1項第3号中「たい積」を「堆積」に改め、同条を第19条とする。

第17条を第18条とする。

第16条第1項中「第12条」を「第13条」に改め、同条を第17条とする。

第15条を第16条とする。

第14条第1項中「第12条」を「第13条」に、同項第5号中「たい積」を「堆積」に改め、同項に次の2号を加える。

(8) 特定事業に使用される土砂等が改良土でないこと。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(9) 特定事業に使用される土砂等が栃木県内で発生したものであり、土砂等の採取場所から直接搬入されるものであること。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

第14条第2項中「第12条」を「第13条」に改め、同項第1号中「第6号」の次に「から第9号まで」を加え、同条第4項中「第12条」を「第13条」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とする。

第12条第1項中第2号を次のように改める。

(2) 特定事業場の位置及び面積

第12条第1項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 前条に規定する特定事業場の周辺住民、特定事業場に隣接する土地所有者その他利害関係を有する者に対して周知した内容及び結果

第12条第2項中「たい積」を「堆積」に改め、同項第1号中「及び第10号」を「、第10号及び第12号」に改め、同項第3号中「たい積」を「堆積」に改め、同項第4号

中「第14条」を「第15条」に改め、同条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(周辺住民等への周知)

第12条 第10条の許可を受けようとする者は、あらかじめ、当該特定事業区域及び特定事業に供する施設(以下「特定事業場」という。)の周辺住民、特定事業場に隣接する土地所有者その他利害関係を有する者に対し、当該許可を受けようとする特定事業に関する計画の内容等を周知しなければならない。

第21条中「第18条」を「第19条」に改める。

第26条第3項中「第14条」を「第15条」に、「第15条」を「第16条」に改める。

第28条第1項第2号中「第16条」を「第17条」に改め、同項第9号を同項第10号とし、同項第8号中「第14条」を「第15条」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「第17条」を「第18条」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「第16条」を「第17条」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「第15条」を「第16条」に、「第16条」を「第17条」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「第14条」を「第15条」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(5) 第15条第1項第8号又は同項第9号に規定する許可の基準に適合しない特定事業を行ったとき。

第29条第1項及び第2項、第33条第1項、第35条、並びに第37条第2号中「第16条」を「第17条」に改める。

第38条第1号中「第17条」を「第18条」に改め、同条第2号中「第18条」を「第19条」に改め、同条第3号中「第18条」を「第19条」に、「第19条」を「第20条」に改め、同条第4号中「第19条」を「第20条」に改める。

第39条第1号中「第16条」を「第17条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行前に改正前の規定に基づき許可を受けた特定事業については、なお従前の例による。